



2025年2月25日

各 位

会 社 名 愛三工業株式会社
代表者名 取締役社長 野村 得之
(コード：7283、東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 経理部長 猪飼 英人
TEL: (0562) 47-1131

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定した配当を実施しており、将来への積極的な成長投資と財務健全性の維持などを総合的に勘案して、株主の皆様のご期待におこたえしていきたいと考えております。2022年11月29日に公表しております2023年度から2025年度の3年間を対象とする中期経営計画（以下「現中期経営計画」といいます。）において、連結配当性向 30%を目標とし、あわせて、資本効率向上を目的に資金状況や株価水準などを総合的に勘案し、機動的な自己株式の取得を実施していくことを株主還元方針として掲げております。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。これは、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。上記株主還元方針に基づき、2024年3月期の配当につきましては、中間配当金（1株当たり 27 円）と期末配当金（1株当たり 28 円）を合わせて、1株当たり年間 55 円の配当を実施しており、連結配当性向は 29.3%となりました。

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。これまで、当社は、株主還元及び資本効率の向上等を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により、下表のとおり、自己株式の取得を行っております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2022年2月23日開催 取締役会	2022年2月25日～ 2022年3月2日	80,000株	58,477,800円
2023年4月26日開催 取締役会	2023年4月28日～ 2023年11月30日	871,400株	999,946,334円

また、当社は、足元の業績を踏まえ、常日頃から将来の経営戦略及び事業戦略を検討しておりますが、2024年3月下旬より、2025年度から2030年度の6年間を対象とする中期経営計画（以下「新中期経営計画」といいます。）の具体的な検討を進めておりました。新中期経営計画における2025年度から2027年度の株主還元策（以下「新株主還元策」といいます。）については、株主への利益還元を経営の重要課題の1つと位置付け、機動的な自己株式の取得等の検討を進めておりました。かかる状況の下、2024年6月24日、株式会社デンソー（2024年3月31日時点の所有株式数は5,500,000株（2024年3月31日時点の所有割合（注1）：8.81%、

2024年3月31日時点の株主順位：第2位)) (以下「デンソー」といいます。)より、その所有する当社普通株式の全部 (以下「売却意向株式」といいます。)について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。デンソーは、本日現在、当社普通株式5,500,000株 (所有割合 (注2) : 8.80%、2024年9月30日時点の株主順位：第2位) を所有しております。

(注1) 「2024年3月31日時点の所有割合」とは、当社が2024年6月14日付で提出した第122期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の発行済株式総数 (63,339,379株) から、同有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 (917,500株) を控除した株式数 (62,421,879株) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。

(注2) 「所有割合」とは、当社が2025年1月30日に公表した2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結) (以下「本第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数 (63,376,379株) から、本第3四半期決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 (893,868株) を控除した株式数 (62,482,511株) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。

デンソーからの売却意向を受けて、当社は、一定数以上の数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響や、新中期経営計画の具体的な検討において、当該新中期経営計画のうちの新株主還元策については、2025年度から2027年度の株主還元総額を現中期経営計画対比2.7倍となる270億円とし、安定配当を維持しつつ、株主還元を強化していく方針を掲げ、当該方針に従い、機動的な自己株式の取得を行う方針を2024年11月上旬に固めたことなどを踏まえ、売却意向株式を自己株式として取得するか否か及びその取得方法についての検討を2024年11月中旬にかけて行いました。なお、2024年11月上旬以降も検討を進め、本日、策定したことを公表した新中期経営計画における新株主還元策は2024年11月上旬に固めた上記の方針から不変です。新中期経営計画の内容については、本日付で公表した「中期経営計画策定に関するお知らせ」をご参照ください。

その結果、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益 (EPS) や自己資本利益率 (ROE) 等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるという結論に至りました。自己株式の具体的な取得方法に関しては、一定数の自己株式を取得することについて、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から十分に検討を重ねました。その結果、2024年12月上旬に、公開買付けであれば、デンソー以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できることなど、株主間の平等性の観点から問題がない点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、また、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、株主間の平等性は確保できるものの、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により当社自己株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。また、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格 (以下「本公開買付け価格」といいます。) の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考え、2025年1月17日、本公開買付け実施に係る取締役会決議を予定している日の前営業日 (「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。) 第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。以下同じです。) である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、デンソーに対して打診を行いました。なお、ディスカウント率につい

ては、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2023年1月から2024年12月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）56件のうち、ディスカウント率を用いて実施された事例51件（ディスカウント率5%（参考事例におけるディスカウント率の計算においては小数点以下第一位を四捨五入しております。）未満が0件、ディスカウント率5%以上10%未満が2件、ディスカウント率10%が40件、ディスカウント率10%超が9件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率も同様に10%とすることを決定いたしました。また、本公開買付け価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本公開買付け実施に係る取締役会決議を予定している日の前営業日である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は当該2025年2月21日までの一定期間における終値単純平均値を採用する場合でも、同日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間より短期間である過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格とすることが適切であると考え、決定いたしました。そして、2025年1月28日、デンソーより、その所有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。デンソーから回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場合に応募を予定する当社普通株式数は、デンソーが本日現在所有する当社普通株式の全てである5,500,000株（所有割合:8.80%）となります。なお、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数を上回った場合には、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式による買付け等となり、売却意向株式の一部は買付けられないこととなりますが、このように本公開買付けに応募したものの当社が取得することができずに本公開買付け後に残存する当社普通株式については、デンソーからは市場売却の手法にて売却する予定である旨の回答も2025年1月28日に受領しております。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役会決議日の前営業日である2025年2月21日の当社普通株式の終値が1,921円、2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が1,900円（円未満を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）であったことから、より低い価格が2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,900円であることを確認した上で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（全取締役9名のうち9名）の全員一致で、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと並びに本公開買付け価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,900円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,710円とすることを決議いたしました。また、本公開買付けにおける買付予定数については、新中期経営計画における新株主還元策において、機動的な自己株式の取得を行う方針としたことや参考事例において応募予定株式数に20%程度のバッファを上乗せした事例も存在することも踏まえ、デンソー以外の株主の皆様にも応募の機会を確実に提供する観点から、売却意向株式5,500,000株に20%のバッファを上乗せした6,600,000株（所有割合:10.56%）を上限とすることを決議いたしました。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、本第3四半期決算短信に記載の2024年12月31日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金。以下手元流動性の計算において同じとします。）は86,422百万円（手元流動性比率は3.1ヶ月）（注3）であり、本公開買付けの買付け等に要する資金（11,339百万円）に充当した後も、手元流動性は75,083百万円（手元流動性比率は2.7ヶ月）（注4）になると見込まれることから、本公開買付け後も当社の手元流動性は事業運営を行うにあたって十分な水準を確保できるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。また、本公開買付けは、新中期経営計画で掲げる新株主還元策に従い余剰資金で行うものであるため、本公開買付け後も事業資金は十分に確保できる見込みです。

(注3) 本第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本第3四半期決算短信から計算される月商(2025年3月期第3四半期連結累計売上高を9ヶ月で除した数)により除した値(小数点以下第二位を四捨五入)です。

(注4) 本第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、本第3四半期決算短信から計算される月商(2025年3月期第3四半期連結累計売上高を9ヶ月で除した数)により除した値(小数点以下第二位を四捨五入)です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	6,600,100株	11,286,171,000円

(注1) 取得する株式の総数6,600,100株の2024年12月31日時点の発行済株式総数(自己株式を除く62,482,511株)に占める割合は、10.56%(小数点以下第三位を四捨五入)です。

(注2) 取得する株式の総数は、本日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

(注3) 取得価額の総額は、本日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注4) 取得することができる期間は、2025年2月26日から2025年5月31日までです。

(注5) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025年2月25日(火曜日)
② 公開買付開始公告日	2025年2月26日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025年2月26日(水曜日)
④ 買付け等の期間	2025年2月26日(水曜日)から2025年3月26日(水曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,710円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、

当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様のご利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考え、2025年1月17日、本公開買付け実施に係る取締役会決議を予定している日の前営業日である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、デンソーに対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例56件のうち、ディスカウント率を用いて実施された事例51件（ディスカウント率5%未満が0件、ディスカウント率5%以上10%未満が2件、ディスカウント率10%が40件、ディスカウント率10%超が9件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率も同様に10%とすることを決定いたしました。また、本公開買付け価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本公開買付け実施に係る取締役会決議を予定している日の前営業日である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は当該2025年2月21日までの一定期間における終値単純平均値を採用する場合でも、同日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間より短期間である過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格とすることが適切であると考え、決定いたしました。そして、2025年1月28日、デンソーより、その所有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。デンソーから回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場合に応募を予定する当社普通株式数は、デンソーが本日現在所有する当社普通株式の全てである5,500,000株（所有割合:8.80%）となります。なお、応募株券等の総数が買付予定数を上回った場合には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付け等となり、売却意向株式の一部は買付けられないこととなりますが、このように本公開買付けに応募したものの当社が取得することができずに本公開買付け後に残存する当社普通株式については、デンソーからは市場売却の手法にて売却する予定である旨の回答も2025年1月28日に受領しております。

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役会決議日の前営業日である2025年2月21日の当社普通株式の終値が1,921円、2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が1,900円であったことから、より低い価格が2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,900円であることを確認した上で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役（全取締役9名のうち9名）の全員一致で、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと並びに本公開買付け価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,900円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,710円とすることを決議いたしました。また、本公開買付けにおける買付予定数については、新中期経営計画における新株主還元策において、機動的な自己株式の取得を行う方針としたことや参考事例において応募予定株式数に20%程度のバッファを上乗せした事例も存在することも踏まえ、デンソー以外の株主の皆様にも応募の機会を確実に提供する観点から、売却意向株式5,500,000株に20%のバッファを上乗せした6,600,000株（所有割合:10.56%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格である1,710円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,921円から10.98%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、本項におけるディスカウント及びプレ

ミアムの計算において同じとします。) ディスカウントした金額、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,900円から10.00%ディスカウントした金額、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,695円に対して0.88%プレミアムを付した金額、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,555円に対して9.97%プレミアムを付した金額になります。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考え、2025年1月17日、本公開買付け実施に係る取締役会決議を予定している日の前営業日である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、デンソーに対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例56件のうち、ディスカウント率5%を用いて実施された事例51件(ディスカウント率5%未満が0件、ディスカウント率5%以上10%未満が2件、ディスカウント率10%が40件、ディスカウント率10%超が9件あり)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的な水準と考え、本公開買付けにおけるディスカウント率も同様に10%とすることを決定いたしました。また、本公開買付け価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本公開買付け実施に係る取締役会決議を予定している日の前営業日である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は当該2025年2月21日までの一定期間における終値単純平均値を採用する場合でも、同日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間より短期間である過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格とすることが適切であると考え、決定いたしました。そして、2025年1月28日、デンソーより、その所有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。デンソーから回答を得た、当社が本公開買付けを実施した場合に応募を予定する当社普通株式数は、デンソーが本日現在所有する当社普通株式の全てである5,500,000株(所有割合:8.80%)となります。なお、応募株券等の総数が買付予定数を上回った場合には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付け等となり、売却意向株式の一部は買付けられないこととなりますが、このように本公開買付けに応募したものの当社が取得することができずに本公開買付け後に残存する当社普通株式については、デンソーからは市場売却の手法にて売却する予定である旨の回答も2025年1月28日に受領しております。

以上を踏まえ、当社は本日開催の取締役会において、当社取締役会決議日の前営業日である2025年2月21日の当社普通株式の終値が1,921円、2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が1,900円であったことから、より低い価格が2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,900円であることを確認した上で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、審議及び決議に参加した当社取締役(全取締役9名のうち9名)の全員一致で、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと並びに本公開買付け価格を本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年2月21日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,900円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,710円とすることを決議いたしました。また、本公開買付けにおける買付予定数については、新中期経営計画における新株主還元策において、機動的な自己株式の取得を行う方針

としたことや参考事例において応募予定株式数に 20%程度のバッファを上乗せした事例も存在することも踏まえ、デンソー以外の株主の皆様にも応募の機会を確実に提供する観点から、売却意向株式 5,500,000 株に 20%のバッファを上乗せした 6,600,000 株（所有割合:10.56%）を上限とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数
普通株式	6,600,000 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数（6,600,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（6,600,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

11,338,910,000 円

(注) 買付予定数（6,600,000 株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日
2025 年 4 月 17 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）

（外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1 株当たりの買付価格が当社

の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。))が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなざることとなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミ

り、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の第2位株主であるデンソーよりその所有する当社普通株式 5,500,000 株(所有割合:8.80%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、2025年1月30日付で本第3四半期決算短信を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該公表内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(ア) 損益の状況(連結)

決算年月	2025年3月期第3四半期連結累計期間 (2024年4月1日～2024年12月31日)
売上高	253,145百万円
売上原価	216,467百万円
販売費及び一般管理費	20,078百万円
営業外収益	1,690百万円
営業外費用	1,192百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	11,741百万円

(イ) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	2025年3月期第3四半期連結累計期間 (2024年4月1日～2024年12月31日)
1株当たり四半期純利益	187.98円
1株当たり配当額	31.00円
1株当たり純資産額	—

(ウ) 当期連結業績予想及び前期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期連結業績予想 (2025年3月期)	330,000百万円	21,000百万円	21,500百万円	14,000百万円
前期連結業績実績 (2024年3月期)	314,336百万円	15,498百万円	17,201百万円	11,744百万円

- ④ 当社は、本日付で「中期経営計画策定に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(ご参考) 2024年12月31日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 62,482,511株

自己株式数 893,868株

以 上